

部落解放運動の混迷

－ 1990年代初頭から－

岡田 英治

1. はじめに

戦後の部落解放運動は、主権在民、基本的人権の尊重、絶対平和主義を柱とした憲法の下で大きく前進した。京都オールロマンス事件(1951年)を経験し、差別行政反対闘争の意義を見出した運動は、65年に同和対策審議会答申(以下 同対策答申という)を出させ、同和対策事業特別措置法(69年)を制定させることによって、量的、面的広がりを持った運動となった。政府は、法律の名称変更、事業の縮小を行なったものの「同和問題の解決は国の責務」との考えにもとづいて、33年間(1969年7月～2002年3月)にわたって各種特別措置法を捩りどころに同和対策のための諸施策を行なってきた。

そして、環境改善をはじめ高校・大学の進学率向上、仕事保障等のとりくみで一定の成果を上げた。学校では同和教育、地域社会では精力的に啓発活動が行なわれた。労働組合、企業、宗教者など幅広い人々による部落問題解決のとりくみ、連帯もかつてないほどの広がりを見せた。

理論的には、「三つの命題」(1968年の部落解放同盟第23回全国大会方針で定式化された)が活動家を中心に部落大衆の心をとらえ、運動高揚のエネルギーの源となった。運動や教育は見えているもの(現象)の中から見えざるもの(本質)を浮かび上がらせることが重要な使命であるが、「三つの命題」は被差別部落民が受けている「差別とは何か」、「それは日本の社会構造の中でどのような機能・役割を持たされているのか」などを明らかにした。世間から差別され疎外されていることを半ば運命的なこととして諦めていた部落大衆は、この「三つの命題」を知るに及んで、差別を受けていることの理不尽さに憤りを感じた。

矛盾を抱えつつも着実に前進を遂げるかに思われた部落解放運動は、1990年代に入って混迷状況に陥る。それは、運動を融和主義の方向へ向わせるものであった。言い換えれば、「新自由主義」、地球的規模の収奪システムともいべき「グローバリゼーション」の前に変質させられたものであった。

具体的には、少数者切りすての小選挙区制賛成、支配階級を利する部落史の展開、人種差別撤廃条約批准をめぐる妥協、1996年の地域改善対策協議会の「意見具申」(以下、地対協「意見具申」という)や人権関係諸法の評価の誤り、「二十一世紀は人権の世紀」だとする幻想のばらまき、階級的視点を削いだ綱領改正、憲法問題をめぐる変質等である。

本稿では、部落解放同盟広島県連合会(以下、広島県連という)の運動の概括を辿った上で、『部落解放研究』第17号(広島部落解放研究所2011年1月31日)の拙文、「体制に絡みとられていく部落解放運動—新自由主義と融和主義攻撃の中で」を加筆、修正しながら「全国運動の混迷」を明らかにすることとする。

2. 広島部落解放運動と目指してきたもの

1) 運動の基調に「社会的立場の自覚的認識」=主体の確立

1969年12月、広島県連は日本共産党のセクトの組織引き回し主義と決別するため、県連再建大会を行ない成功させる。同対審答申と特別措置法を獲得し、日本共産党のセクト主義を排した組織は、短期間で県内のほぼ全域に広がっていった。

県連は、県内のほぼ全域にわたって広がりをもつ組織となった段階の1972年、庄原市で開催した第19回定期大会で小森龍邦委員長(当時)が、広島県連の運動の基調に「社会的立場の自覚的認識」をおくことを提起して以来、今日までそれを運動の基調に据えてきた。

「社会的立場の自覚的認識」は、朝田善之助(1967年3月から75年5月まで部落解放同盟中央本部委員長)が「三つの命題」の中で「社会的立場の認識」と提唱したことに対し「自覚的」という文言を加えることによって、同盟員の能動性、積極性を促したものであった。「部落に生まれた自己の歴史的、社会的立場を見極めて、部落解放を達成し得る主体を確立しよう」ということである。小森は今日もなお、「運動総体および個々の同盟員が自らの内面を深く見つめ、主体を確立することができなければ、この運動は目的を達成することができない」と主張し続けている。

部落解放運動は差別を放置している政府、自治体、あるいは差別行為を行なった組織・個人、つまり、部落民を差別し抑圧する「外」側と激しく闘ってきた。しかし、それと同じエネルギーを持って、自己の「内」面と向き合うことはきわめて弱かった。支配階級は、外側から抑圧するだけでなく、被支配階級の内部を蝕んでいくにもかかわらずである。

そこで、広島県連は点と点を結ぶような水平社以来の運動も、同対審答

申から特別措置法の制定を経て面的な広がりをもつようになった運動も、主要には「外」側と闘ってきたという事実を踏まえて、「内」側に目を向けることの大切さを提起したわけである。いうまでもないが、この「内」側は、「先ず同族間の積弊を廓清し、しかる後外に対して鬱屈を伸べんとする」(備作平民会)のような融和主義思想に基づいて「内」側に目を向けるものとは次元を異にするものである。つまり、強大な「外」側と闘うにふさわしい「内」側＝主体を確立するということである。

差別の責任が部落の内側にあると思い込まされていた時期を克服し、日本の経済構造、政治、社会の体制にこそ、その責任があるとの立場に敢然と立った段階(時期)で「社会的立場の自覚的認識」という課題を打ち出したことは、運動の目的を達成するためのダイナミックな展開であった。

2)「三悪追放」運動に始まって「主体確立の3要素」へ

「社会的立場の自覚的認識」が提起された初期の段階では「三悪追放」という具体的な課題が示された。三悪とは、幹部の思いつき、長話、恫喝のことである。勝手気ままな思いつきで組織を運営すれば、それに振り回される大衆が大きな迷惑を蒙る。長話は、速いテンポで展開する運動の前進を阻害する。恫喝は、当然のことではあるが、相手を納得させる論理を磨くことの妨げになる。したがって、幹部活動家は自らを戒め、三悪を追放して主体の構築をめざさなくてはならないという提起であった。

自治体との対応の窓口を広島県連とそこに結集する各支部、市町協とする、いわゆる窓口一本化についても、分裂策動を許さないものであって、幹部の恣意をはびこらせてはならないことを、ことあるごとに確認していったのもこの頃である。

初期の段階では幼稚な主体確立の取り組みも、徐々にその水準は高められていった。広島県連は「主体的な人間」について、1つ目は、自己の利益・不利益を識別する能力を持つ人間であること。2つ目は、自己の利益・不利益を中・長期的な展望に基づいて考えることができること。そして3つ目は、自己の利益・不利益について単に個人の立場からだけでなく、自分の所属する集団、階級との関係で捉えて、時と場合によっては自己を犠牲にしてもこれを守ろうとする人間であることと提起した。

3)「三つの命題」理解もさらに深く

解放理論の「三つの命題」についても、主体の確立という観点からより深く理解するために学習を進めてきた。「三つの命題」では、部落差別とは何

かという問いに答えて「部落差別の本質は市民的権利が行政的に不完全にし
か保障されていないことである」とし、部落差別はどんな目的でつくられた
のかという問いに対しては「経済的には主要な生産力の担い手である農民(今
日では労働者・勤労市民)を搾取するためで、政治的には民衆を分裂させて
支配を容易にするためである」と、「部落差別の社会的存在意義」で説明して
いる。また、部落差別をめぐる人々の意識については「社会意識としての
差別観念」という表現で「部落に対する差別観念は一般的、普遍的に存在し
ている」と規定している。

県連は、この「三つの命題」を平面的な理解にとどめず、主体確立のため
の実践的な理解へと深める取り組みを進めた。まず、市民的権利については、
市民的権利＝自由を求める人間として如何にあるべきか、自由を求める人間
が他人の自由を奪ったり、脅かしたりしていないかを問うことを重視してき
た。また、社会的存在意義については、搾取はけしからん、分裂支配はけし
からんと言うだけでなく、長きにわたって支配の構造に取り込まれ、分裂支
配の餌食になってきた被支配階級と私たち自身の弱さを直視すべきであるこ
とを強調した。

「その時代の支配的な思想は支配階級の思想である」(マルクス著『ドイツ・
イデオロギー』)といわれるように、被支配階級は陰に陽に支配階級にとつ
て都合のよい思想に絡みとられている。だから、社会意識としての差別観念
という命題は「差別観念を持たされている」という事実の問題、すなわち社
会意識が存在しているという存在論から始まり、差別観念に汚染されている
自分自身を見つめようという主体論、そして差別観念を持たされ、分裂して
いたのではダメだという団結論へと発展していった。

社会意識は、仏教でいう内省、自省とも深くかかわってくる問題でもある。
だから、親鸞や道元など鎌倉仏教の宗祖に見られる徹底した内省、自省の姿
勢は、人間解放、部落解放へ向かう人間にとっての基礎であることを確認し
ていった。広島県連が宗教界との関わりを重視する理由はここにある。

4) 激しい攻撃の中にあっても

広島同和教育、平和教育を標的にした攻撃は、1998年から文部省の「是
正指導」と称して始まった。政権政党であった自民党と右翼的な産経新聞や
週刊誌が一体となつての広島県連と広教組、広高教組に対する攻撃でもあつ
た。文部省は、この攻撃のために文部省の役人を県教育長として送り込ん
だ。事実経過を辿れば県教委が追い詰めたことが明確な石川世羅高校長の自
死(1998年2月)までも広島県連や広高教組になすりつけようとした。国会、

県議会も広島県連を攻撃する舞台となった。マスコミ数社も入った1999年2月24日開催の自民党教育問題連絡協議会(会長は奥野誠亮)では、警察庁とのやり取りの中で「部落解放同盟(広島県連)に破防法を適用してはどうか」という意見まで出ている。自民党は国会で、岸元学・広島県高等学校長協会会長を証人(1999年3月10日参議院予算委員会)として呼び、「自殺した石川敏浩校長は、県高教組、県教職員組合、部落解放同盟県連合会などでつくる5者協の戦略的犠牲者。部落解放同盟広島県連合会は他県の部落解放同盟や中央本部とは違う特異な動きをしているので、同じ名前の団体とは峻別して聞いてほしい」といわせ、同委員会で宮沢蔵相(当時)にも、「岸元校長の話にあったように、まさに私が選ばれた地域では40年間、沢山の人が闘ってきた。今回、命を落とされた方も含め、たくさんの方がリンチにあい、職を失い、あるいは失望して職をやめた」といわせた。宮沢発言がいかにてたらめなものであるかは、事実が答えてくれる。宮沢発言のあった1999年から40年前といえば1959年である。県連再建までの10年間は、県内のほんの僅かな支部の、しかも数名の活動家が、点と点を結ぶような形で運動をしていた状況であった。運動が高揚したその後の30年間は、広島県立体育館に一万人ももの県民が集まり、来賓として知事も出席し、部落解放県政樹立県民集会を毎年開催していた。宮沢が言うように「40年間、沢山の人が闘ってきた。今回、命を落とされた方も含め、たくさんの方がリンチにあい、職を失い、あるいは失望して職をやめた」ような事を繰り返していたとするならば、広島県連の呼びかけにこたえて、毎年1万人もの人が集まるはずがない。この事実一つとっても宮沢発言のでたらめさが分かるというものである。

広島県連は宮沢に対し、数次に渡って「リンチなどの事実」を示すよう求めたが、彼は回答が出来なかった。

「広島県連は他県の解放同盟とは違う」と岸元が発言したとき、部落解放同盟の鳥取、岡山、山口、島根の4県連は岸元発言に抗議したが、部落解放同盟中央本部(以下、中央本部という)をはじめその他の都府県連からの声はあがらなかった。

県教委は、「是正指導」攻撃を機に、同和教育の全面否定にかけ、県教委は各学校に対して部落解放同盟と接触を持たないように指示した。広同教に所属し同和教育の必要性を主張したり、子ども会に出向いている教職員にはあからさまな不当人事で臨んだ。

県も県議会で圧倒的多数を占める自民党の圧力によって、わずかばかりの広島県連への団体補助金を打ち切った。だが、もともと県からの補助金に依存した運動をしていなかった広島県連にとって、これは打撃にはならなかつ

た。むしろ、テレビ中継がある県議会などで、一方的な攻撃が行なわれ、反論する被差別当事者を代表するものがいなかったことから偏見が煽られることが打撃であった。

攻撃が激しいときには、組織の内部から「運動を激しくするからやられるんだ」といわんばかりの融和主義思想が出るものだが、広島県連が行なってきた日常的な学習活動（県連解放学校、部落解放研究者集会、理論委員会活動、連続人権講座など）が、融和主義思想が前面に躍り出ることを抑えた。

組織を蝕むということでは利権の問題があるが、これについても広島県連は、ともしれば利権に走りやすい企業者が過度に力を持ち運動に混乱をきたすことのないようにするため、独立した企業連組織をつくらず、企業対策（組織は企業者に対して援助、指導はするが見返りは求めない関係）に留めたことも組織の健全な発展につながった。

3. 1980年代の部落解放運動は政府と対峙

1985年、全国運動としては従来の特例措置法では不十分であるとして、部落問題の総合的・抜本的な解決を求めて、部落解放基本法（以下、基本法という）の制定運動が起こる。運動は、自治体や企業、宗教界なども巻き込んで、政権政党である自民党の足下を脅かすまでに高揚していく。しかし政府は、部落解放運動の高揚に手をこまねいてはなかった。時は、国鉄などの民営化を強行した中曽根政権時代（1982年に内閣発足）のことである。

部落問題の国の政策に関わっては、地域改善対策協議会（以下、地対協という）が、その方向性を審議する場としてあった。

この協議会の場において、総務庁地域改善対策室長の熊代昭彦（後に衆議院議員となる）や法務省人権擁護局総務課長の井口衛は、1986年の地対協「意見具申」の内容を決定する目的のもと、「意見具申」のたたき台ともいえるべき「部会報告」（1986. 8. 5）を出した。それは、部落解放運動に真正面から敵対する内容であった。

その内容とは、部落解放運動が生命線としている糾弾を「被害者集団による一種の自力救済的かつ私的制裁的行為であるから、被糾弾者が当然これに服すべき義務を有するものではない。一中略一差別行為が法を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また、法務省の人権擁護機関等の公的機関も整備されているのであるから、それらの公的制度や機関の中立公正な処理に委ねるべきである」と否定し、差別事件を引き起こした者に対して、糾弾会への出席拒否を煽動するものであった。

この「部会報告」が出された2ヵ月後に広島市で開催された部落解放研究第20回全国集会において、部落解放同盟中央執行委員長の上杉佐一郎は、「よしんば、何千人、何万人の同志が獄に繋がれようとも、正義の糾弾闘争を放棄するわけにはいかない」と挨拶し、運動側の気骨を示した。運動は健全であった。

「部会報告」は、露骨な糾弾否定に加え、もっともらしく聞こえる「適正化4項目」(①同和関係者の自立、②行政の主体性の確保、③自由な意見交換、④エセ同和行為の排除)も入れて、同和行政の終結と部落解放運動への弾圧を画策した。

この政府の攻撃を部落解放運動は、「86年地対協路線」と名づけて批判した。広島県連は、今も、この「適正化4項目」を批判する立場をとり続けている。

同和関係者の自立は、自己責任論に、行政の主体性は、行政の責務を放棄する「主体性」に、そして自由な意見交換は、差別煽動も出来る「自由」に、エセ同和行為の排除は、健全な運動にも偏見を持たせる意味を持って、今も息づいている。

糾弾否定と適正化4項目を前面に押し出した86年地対協路線は、高揚していた部落解放運動と、政府の意図を見抜いた自治体や民主諸団体の総反撃を受けて、頭をもたげることではできなかった。また、政府が打ち切ろうとした法律も、ふたたび名称を変え、事業の項目が削減されたとはいえ、1987年から「地域改善対策に係わる国の財政上の措置に関する法律」(以下、地対財特法という。5年間の時限立法)として繋ぐことができた。

この地対財特法が切れる1992年段階では、部落解放同盟の組織内議員、つまり参議院に松本英一と谷畑孝、衆議院に上田卓三と松本龍、小森龍邦が議席を有していた。部落解放同盟中央本部書記長でもあった小森が中心となって、社会党や社民連、民社党の議員らが、衆参の委員会などを舞台に150回にも及ぶ部落差別の現実を踏まえての追及を行なった。法の延長を求める大衆運動と、国会内でも追及が相まって、困難と思われていた法の延長が実現された。

4. 全国運動の混迷—その具体

1) 少数者切りすでの小選挙区制に賛成

1993年8月の細川連立政権誕生、11月の小選挙区比例代表並立制の成立などを起点として、部落解放運動・基本法闘争は、混迷状態に陥っていく。

本来は、「政治とカネ」の問題にメスを入れるための政治改革が、いつの間にか選挙制度改革にすり替えられ、小選挙区制に反対する議員には容赦な

く「守旧派」のレッテルが貼られた。本会議前に行なわれる社会党代議士会には連合の主要単産の幹部が並び、小選挙区制反対議員を監視し圧力をかけた。議員会館の小森室に電通と全通の幹部が訪れ、「小選挙区制に賛成しなければ選挙の支援は出来ない」旨の恫喝を加える場面もあった。小森が、「圧力をかける暇があったら労働運動を本気でやれ」と声を荒げる場面もあった。小選挙区制に賛成する連合の幹部や社会党幹部は、中央本部にも働きかけ、小森を陥落させようとした。上杉委員長の「政治改革法案に反対すると連立与党と解放同盟との関係にひびが入る。困った」という電話に、小森は、「それなら書記長の辞表を出そうか」と応じ、「そうしてくれるか」ということで中央本部書記長の辞表を提出することとなった。あっけないといえあっけないが、「辞めさせられた」という側面と、書記長にとどまれば妥協を余儀なくされる、かといって小選挙区制に賛成することは出来ないから「辞めた」という側面が混在した辞任であった。

1993年11月、「政治改革」法案採決の衆議院本会議において、小森は青票（反対）票を投じた。社会党で反対したのは小森他6名・棄権1名、そして無所属になっていた兵庫の岡崎ひろみであった。

議員としての延命、当選第一主義という道も選択できたが、小森はその道を選択しなかった。

小選挙区制について小森は、毎日新聞の「部落解放同盟の運動に携わってきた議員としてとくに感じることは」との問いに、「得票率3%以下の政党を認めない阻止条項は、マイノリティーの運動をやる者として認められない。現状では保守二大政党による政権交代につながる。一つの価値観による政権交代では民主主義が機能しなくなり、もし間違った方向に動きだしたら止められない」(1993年11月27日付毎日新聞)と答えている。小森が想定したことは、今現実のものとなっている。

小選挙区制の選挙制度が成立した翌年の第51回全国大会では、「流動化する政治動向を踏まえつつ、部落解放・人権確立のために、それぞれの所属政党だけではなく、それぞれの協力の度合いや人物本位を基準にして、候補者個人と政策協定を結び推薦・支持候補を決定する」ことが決定され、自民党候補の推薦にも道を開いていく。その後は、各地で陳腐なことが繰り返された。自公政権打倒といいながら、自民や公明候補を推薦する県連が出たり、1人区の選挙区で民主候補を推薦し、対立する自民候補を支持する県連まで出てくる始末であった。

部落問題解決に表面的には賛同し、「理解」を示す政治家はいる。政治家たるもの相当幅の広い政策、考えを持っていることも一定程度は理解できる。

しかし、9条改憲を目論んだり、自衛隊のイラク派兵を強行したり、「日の丸」「君が代」を強制するような政治家を「人物本位」だといって推薦することは、水平社精神を受け継ぐ部落解放同盟が絶対にしてはならないことである。「人物本位」で推薦したほとんどの議員は、人権・部落問題の理解については、皮相的・表面的なものでしかない。9条改憲やイラク派兵など、究極の人権侵害である戦争に繋がる行為に加担している政治家を「人物本位」で推薦するようなことになれば、部落解放運動は、表面的・皮相的な「人権」と引き換えに、「人類最高の完成に向かう」(水平社綱領)道を放棄したと言わなければならない。

総評解体を成し遂げた支配階級にとっての次なる課題は、勤労市民に依拠した政党である日本社会党を解体することであった。総評、社会党ブロックの一員であった部落解放同盟にとって、総評解体に続いて社会党が解体することは、ある種の方向性、拠りどころを失うことを意味した。総評、社会党およびそこに結集する人たちが持っていた歴史観、世界観に触れながら活動をしていた部落解放同盟の活動家や同盟員が、連合、民主党、さらには地域によっては自民党的歴史観、世界観を持った人と交わるのだから、解放運動が受ける影響は少なくない。しかもそれが劇的な変化であるなら拒否反応を抱く人もいようが、滲みこむように徐々にやってくるのだからわかりにくい。小選挙区制が社会党に何をもたらしたかは、今日の現実を見れば説明を要しない。総保守化への道を拓いた小選挙区制に賛成したことから部落解放運動が混迷状態に陥ったといっても過言ではない。

2) 部落史をめぐる

1995年7月に発刊された『身分差別社会の真実』(斎藤洋一・大石慎三郎著 講談社)が部落史をめぐる混迷を象徴している。斎藤はその著書において「権力が被差別身分をつくったというのは順序が逆」とした上で、中世の被差別民、さらには近世の被差別民は「みんながつくったもの」という。そして「みんながつくったもの」といった後で、わざわざ「これを、『社会がつくったもの』といっても良いが、そのようにいってしまうと、私たち一人ひとりの問題であるという意識が薄らいでしまう懸念があるので、私はあえて『みんながつくったもの』といいたいと思う」という説明を加えている。斎藤は、主観的には部落問題を我がこととして捉えてもらいたいとの思いから言ったのであろうが、権力の悪さと民衆の悪さを並列的に並べ、権力の悪らつさをいささかたりとも免罪したり、ぼかしてしまうようなことをしてはならない。民衆、われわれ側の弱さは、権力側の悪らつさを明らかにした上

で、その弱点を分析しなければならないものであり、それは次元を異にする問題である。

身分制度についても、「政治権力によって『強制』されたことと説明されてきた」と述べ、これを否定する形で「政治権力が『明示』した法令などは、これまでのところ発見されていない」と述べ、「みんながつくったもの」の方向へ誘導している。

部落史研究の第1人者である沖浦和光は、部落史をめぐる論争にかかわって「近世政治紀元節の否定論の一部には、ややもすれば国家権力論や階級的所有論を軽視して、地域共同体における身分発生論を説く風潮が見られる。もちろんそれらの論者も、一応は権力の作用を説くが、力点は習俗的差別の自然発生論におかれている。これまで蓄積されてきた身分形成史に関する歴史的な法制史や社会史思想史研究を抜きにして、地方史料だけで論じても先学を乗り越えることは出来ない」(2010年7月17日、ヒロシマ人権財団法人権啓発講座講演)と断じている。

さらに気がかりな点は、斉藤が「村が招いた『えた』『ひにん』」の項で展開している内容である。元禄とか慶長時代のことを例に挙げて、被差別部落民が、一般の村の用水の番、堰番、あるいは警備役として迎えられたという。事実はそのとおりであろう。問題は、一般の村人に迎えられたからといって、そこに差別が機能していなかったのかということである。

広島県でもこのような事例がある。明治期のことである。山奥のある地域に、被差別部落のものが招かれた。それは、いわゆる「穩亡」の仕事に従事させるためである。村人は、僅かな米や麦などの食料と掘建て小屋のような住居を与えて「招いた」のである。斉藤流に言わせれば「村が招いた『穩亡』」ということになる。

この事実を表面的・皮相的に見れば、地域の人に排除されていたのではなく迎えられていた、ということになる。しかし、現実には、蔑みのまなざしで見られ続けたのである。それは今日でも変わらない。

別の項には、「『えた』身分の人々の生活が『貧しく』『惨め』だったとする見方は、きわめて一面的な見方」であると述べ、「裕福な人もけっこういた」として大地主になった例も紹介されている。権力側の悪さは軽視し、差別の厳しさについては、少数事例を出しながら、さほどではなかったかのように思わせている。このような記述も、権力側を利しかねないものである。

「新しい歴史教科書をつくる会」から分裂した出版社の一つである「自由社」の歴史教科書に「江戸時代の身分制度は、職業による身分の区分であり、血統による身分ではなかったから、その区別はきびしいものではなかった」と、

ことさら差別が厳しくなかったと思わせる記述があるが、これに通ずるものといわなければならない。広島県連は、斉藤との討論の場を試みたが、実現しなかった。

斎藤は、運動周辺の人物ともいうべき立場の人であるが、中央本部の幹部においても、封建社会にあって、被差別部落の者が貧しい者ばかりではなかったことを言わんとし、大地主がいたことを強調する者も出ている。今日でも被差別部落の高額所得者は政財界の中に存在する。被差別部落の中に一握りではあるが、封建時代に大地主であったり、現代でいえば高額所得者がいることは事実である。しかし、圧倒的多数の被差別部落民は、不安定就労、低位な生活実態の中に押し込められている。問題は、被差別部落の大地主、高額所得者の存在が、支配の手段としてどのように機能していたのか、あるいはいるのかという分析である。被差別部落の高額所得者の存在は、低位な生活に押し込められている圧倒的多数の被差別部落民には「部落に生まれても努力すれば金持ちになれる。そうならないのは努力しないからだ」という言葉が浴びせられ、ほんの一握りの被差別部落の富豪に対しては、「あれは羽振りがよいが、部落だからな」とささやかれているのが現実である。このような分析なくして、少数事例を際立たせることは、被差別部落が置かれていた全体状況を見誤らせ、支配構造の分析で正確さを欠いてしまうといわざるをえない。

さらに、斉藤後に出てきた「イエ意識やケガレ意識が部落問題の根本で、それが差別の本質だ」とする論がまかり通るようになることは、支配階級にとってまことに都合のよいことだといわなければならない。差別の本質が観念と言うことになれば、運動は目に見えざる観念との闘いといふことになり、戦術が定まらないからである。

3) 人種差別撤廃条約の批准をめぐる

1965年に国連が採択した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下、人種差別撤廃条約という)を、日本政府が批准したのは国連の採択から遅れること30年、1995年の12月であった。この条約は国連が採択した人権関係条約の中では、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約に次いで批准国(2010年10月現在173カ国)が多い条約である。条約の根幹をなすものは第4条で、人種差別及び差別煽動を犯罪とみなして処罰するところある。日本政府は、この条約の批准を憲法の「言論の自由」を盾にしてサボリ続けた。「言論の自由」が差別と差別煽動をする自由をも認めるものであれば、それは「言論の自由」の自殺行為である。何よりも「言論の自由」と差別と差別

煽動を禁止し処罰することが矛盾しないものであるからこそ数多くの国が批准しているのである。

日本政府の批准は、条約の根幹部分である第4条を留保したものとなった。ここで条約批准の大方の意義は失われた。さらに政府は、もう一つ大きなとどめを刺した。この条約が差別の対象の一つとしている「decent」を、本来「門地」と訳さなければならないところを、わざわざ、中国語の「世系」と訳すことによって、この条約の対象に部落問題は入らない、としたのである。

この条約批准をめぐる審議が衆議院外務委員会で始まった頃、筆者は小森龍邦衆議院議員の秘書を務めていた。小森には、中央本部が第4条留保、部落問題は条約の対象外で批准することに妥協した旨の情報が寄せられていた。「小森議員に状況の説明を」との社会党の外務委員の指示によって、外務省が説明に来た。その外務省の官僚は「解放同盟の了解済み」と言っていた。これを受けて、小森は、この問題に中心的に取り組んでいた友永健三部落解放研究所所長に電話で部落問題を条約の対象からはずすことの不当性を話したが、「付帯決議」が付いていることを持って補えるとしたのである。ちなみにその付帯決議は、1、政府は、あらゆる差別の撤廃に向けて、一層努力を払うこと。2、国連の人種差別撤廃委員会に報告書を提出した場合には、当外務委員会に対しても、同調書を提出すること、というもので、当然過ぎる内容のものであった。

この条約をめぐる外務省は、日本と同様に批准していなかったアメリカのようす眺めの姿勢をとっていた。そのアメリカが1994年の10月に批准したことから、対米追従の日本政府が批准することは、ある種時間の問題であった。こんなことを考えると、骨抜きにされた状態での批准に、あえて中央本部が同意を与える必要はなかった。中央本部が原則を主張して押し切られたのであれば、今日の「条約の対象から部落問題を除外しているのはおかしい」との主張は迫力を持つが、中央本部の妥協を知るものからすれば、迫力のない、整合性を欠いたものと言わなければならない。

4) 96地对協「意見具申」の評価をめぐる

96地对協「意見具申」の評価をめぐる過ちはいまだに尾を引いている。地对協「意見具申」は、その「基本認識」の部分で、「二十一世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう」、「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある」、「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる

る問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」と述べていた。そして、「同和問題解決への展望」の部分で、『同対審』答申は『部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え…」とリップ・サービスをしていた。これに多くの人々が騙されてしまった。中央本部も、この「意見具申」を「第2の同対審答申」と評価する過ちを犯してしまう。「意見具申」の根幹をなすものは、法の打ち切り、一般対策への移行、そして部落問題の人権一般化・抽象化であった。

加えて、これまで法に基づいて事業実施の対象地区を定めてきた、いわゆる「同和地区指定」を行ってきたのであるが、法を打ち切るということは、行政的には「同和地区指定なし」＝「同和地区なし」の意味をもたせるものであった。現に、「同和地区指定」がないことを被差別部落の実態調査ができない口実にしようとする自治体も出始めている。

このような「意見具申」を受けて延長された1997年の地対財特法は、従来の同法とは異なり、同和対策を一般対策へ円滑に移行するための5年間の「経過措置」として位置づけられたものであった。

前述の「基本認識」や「同和問題解決への展望」において理念的に良いことをいくら並べても、それを実行に移すための根拠となる法律がなければ、正しい理念も実現することはできない。現に今、全国各地で「従来にも増して」どころか、ほとんどの同和対策の諸制度が廃止され、これまでの成果が水泡に帰す状況となっている。

「意見具申」のもう一つの狙いである、同和教育を「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」の意図も見抜いておかなければならない。

日本社会には、部落差別や女性差別、民族差別、障害者差別など、さまざまな人権問題がある。政府は、同和問題はこれらの人権問題の中のひとつにすぎないという位置づけを行なった。悪質な行政機関にあっては、同和問題、同和教育という文言そのものを消し去って、人権問題、人権教育に変えている。ある解放運動活動家は、「果物という名の果物はない」という表現で、部落問題の人権一般化、抽象化の動きを揶揄した。

あらゆる課題について、物事を解決しようとする時は具体的であり、逆の場合は抽象的である。政府は、「これからは同和教育を人権教育として再構築する」といったもっともらしい言い方で部落問題を抽象化し、日本社会か

ら葬り去ろうとしている。企業が再構築＝リストラという場合、それは、ほとんどといっていいぐらい、労働者の首切りを意味している。まさに同和教育が、「人権教育に再構築」されて、切り捨てられたのである。政府によるこの程度のダブル・スピーク（二重語法）が見抜けないようでは、運動が政府にたやすく操られてしまうのは必然である。

日本のさまざまな人権問題の中で、部落問題の解決に向けた取り組みは、その広がりや深さにおいて群を抜いていた。長い歴史を持つ広島県の同和教育運動においても、同和教育の取り組みが深化・発展するなかで、民族教育や障がい児教育、子どもの人権、女性の人権を確立する教育を豊かにしていった。部落問題、同和教育の取り組みが、他の人権問題を牽引してきたといっても過言ではない。政府にとって、その広がりや密度の濃さにおいて群を抜く同和教育の取り組みを、どうしても押さえ込んでおく必要があった。それは本来の部落解放運動、同和教育の理論や実践が、新自由主義の対極にあったからである。そして、「同和教育を人権問題の重要な柱として捉え」（96年地対協「意見具申」）とリップ・サービスしながら、その実は、同和教育は、女性や子ども、高齢者、障害者、アイヌ、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人たちの人権（政府が列挙した9項目の個人人権問題）の中のひとつに過ぎない位置に押し込めた。

それぞれの人権問題に軽重はない。問題は、部落問題の取り組みの水準に他の人権問題を引き上げるのではなく、部落問題のみを落としたことであり、そのような政府の意図は許せるものではない。

広島県連が1996年の地対協「意見具申」を批判したことに対して、中央本部のある幹部は、「日共の同対審毒まんじゅう論と同じだ」と嘲笑した。しかし同対審答申は、同和教育や特別措置がなかった時代に同和教育をせよと答申したものであり、いわば無から有を求めるものであった。これに対して、1996年の地対協「意見具申」は、有（地対財特法）を無（一般対策に移行）にする答申である。それはまったく逆方向のものであり、中央本部幹部の批判は当たらない。

5)「二十一世紀は人権の世紀」で幻想を振りまく

地対協「意見具申」の前文に、「人類は『平和のないところに人権は存在しない』、『人権の存在しないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において二十一世紀は『人権の世紀』と呼ぶことが出来よう」とある。この文言を受けてのものか否かは定かではないが、

中央本部までもが「二十一世紀は人権の世紀」と大会スローガンに掲げて叫ぶようになった。1991年にはパパ・ブッシュが湾岸戦争を引き起こし、アメリカに追従する日本は、PKO法を強行し、海外へ自衛隊を公然と派兵するための突破口を開いていた。そして、世界が本格的に向かおうとしていた「新自由主義に基づくグローバリゼーション」については、世界中で矛盾を引き起こすと指摘する識者も多く存在していたが、それは現実のものとなった。2001年、21世紀は、アメリカによる軍事、経済の世界一極支配を狙うブッシュ大統領の登場に始まり、9.11同時多発テロの勃発、「テロとの闘い」の宣言、イラク戦争、アフガン戦争と続き、多くの無辜の民が犠牲となった。今もなっている。また弱肉強食の新自由主義は、格差社会をつくり出し、人間をまるで家畜のように扱う状況をつくり出した。

中央本部が、なぜ現状と将来を見通すことが出来ず「二十一世紀は人権の世紀」などといったのか。基本法闘争が挫折（挫折したとの自覚はないと思われるが）した中、96地対協「意見具申」を出させ、人権擁護施策推進法の制定と、それにもとづく人権教育啓発法の制定、そして、いよいよ人権侵害救済法をめざすという流れの中で「人権の世紀」に入れば、人権を看板に掲げるける部落解放同盟の出番となるというぐらいの思いがあったのであろうか。このスローガンは同盟員とこれに連帯する人々に、現実には人権破壊で運動も閉塞状況に陥っているにもかかわらず、さも部落解放同盟がリードする時代が来たかのような錯覚を持たせた。もし、中央本部が、「二十一世紀は、戦争と格差拡大が深刻化する状況で始まる」と警鐘を鳴らしていれば、世界と日本、社会を見る眼差しが、より真実を見抜く方向へ向かい、運動も混迷状況に陥ることなく、労働運動や民主団体にもよい影響を及ぼすことができたと思うのである。

新自由主義の矛盾が噴出しその深刻さが明らかになってからは、運動方針や解放新聞などで「二十一世紀は人権の世紀」などという暢気なスローガンは見られなくなったが、幻想を振りまいた中央本部の罪は重い。

6) 人権擁護施策推進法と審議会の反人権性も見抜けず

1996年に人権擁護施策推進法が制定された。この法律自体は、審議会を設置し、2年以内に教育・啓発の答申、5年以内に人権救済の答申を出すというものであった。第1条の「目的」で、「この法律は、人権尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにする

とともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする」とした。そして第2条の「国の責務」で、「国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念ののっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する」とした。

これまで政府は、同対審答申にいう「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる課題である。(中略)その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」という立場に立って、特別措置法による同和对策事業を行ってきた。同対審答申では、「同和問題を解決」することが「国の責務」であったが、人権擁護施策推進法では、上手に体をかわして、差別する国民と差別される国民の「相互の理解を深める」ことを国の責務とした。差別を解決する当事者であった国が、いつの間にか相撲の行司役に回ったわけである。

審議会のメンバーは、作家の曾野綾子や教育改革国民会議(当時)の森隆夫・お茶の水大学名誉教授などである。審議会の場で、曾野は、「東京には部落差別はないに等しい。部落問題を知るべきという発言に怒りを覚える」、「私は、時には差別語も使うと言明してきた」、「世界では救急車を呼べば、代金が払えるか否かで払えなければ帰る。日本ではホームレスが担ぎこまれて、所持金が100円しかなくても、CTスキャンを取る」、「日の丸は戦争に血塗られた旗だから上げられないという人がいるが、戦後の中絶が1億人だということを知っているのか。戦争の犠牲者は多く見積もっても500万人に達しない」「教育者が『感謝』ではなく『権利』を教えたので、社会は寒々としたものになってしまった」などと言い放った。森も、新聞紙上(2000年8月13日付朝日新聞)で、「私は団地に床の間を作れと言っている。家庭に聖域がなくなったから、上下関係がなくなってしまった」と、時代錯誤の意見を吐いている。この人たちにこそ、人権教育や啓発が必要だと思われる。そんな人物たちが審議をしたのである。

審議会の省庁ヒアリングの際、総務庁地域改善対策室も、「『H5年・意識調査』の結果、『同和問題の啓発、教育を人権問題全体の一環として行なう』の意見が62.8%になっている」、「行政が主体性を欠如しているから、民間運動団体の要望をそのまま施策として取り入れている」、「新しい差別は民間団体の行き過ぎた確認・糾弾の形態に起因している」、「『ねたみ意識』や『恐い問題』を防ぐためにも、自由な意見交換が必要だ」などと述べ、答申の内容を糾弾否定、適正化4項目へ誘導していった。

中央本部は、問題解決に向けた「国の責務」のすり替えを見抜けず、この法律に対しても「『人権擁護施策推進法』の成立は、憲法第14条を具現化するものであり、日本の人権政策確立に向けた『部落解放基本法』制定への大きな第一歩である」(1996年12月17日)と評価する過ちを犯した。

7) 人権教育・啓発法—国権的、融和的啓発を狙う

審議会が1999年6月18日に人権教育・啓発に係わる答申案を発表すると、中央本部は直ちに、「官僚の作文で塗りつぶされており、到底評価することはできない」とする「人権擁護推進審議会の『答申案』に対する見解」を発表する。また、2000年度の中央本部運動方針でも、「4つの柱」の一つの項目で、「『人権擁護推進審議会の教育・啓発答申』を徹底的に批判し、『部落解放基本法』制定の一環として人権教育・啓発の法制定をかちとろう」と、答申に対する批判的立場を明確にする。

しかしこの答申を受けて、2000年11月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されると中央本部は、「この『人権教育・啓発推進法』はまた、今日までの『同和』教育と啓発の成果を引き継いだ部落差別をなくしていくための法律である」と、これを評価する見解を発表する(2000年11月29日)。「答申」段階で批判したものを、その答申を踏まえて法律化されると、それを評価した。それは、手品師でもできないような芸当である。

「人権教育・啓発法」のおもな問題点は、①実態的差別はなくなったとして、差別を心がけの問題に転化したこと、②「国民相互の理解」と述べて、国の責務を放棄したこと、③権利抑制の意図をもった義務を強調したこと、④行政・教育の中立性を強調して、運動と当事者を排除したこと、⑤適正化4項目を柱とした啓発を謳ったこと、⑥人権一般化・抽象化を教育、啓発の内容としたことなどにある。そして啓発の手法は、国権的手法(法務省が「基本計画」を作り、国から県、県から自治体、自治体から住民へ)を可能にするものとなっている。

政府が、その気になれば、国費を使って、自分たちに都合のよい「人権」を宣伝することが出来るのである。人権侵害でその被害が大きいのは公権力によるものであるが、果たして公権力を監視しようといった内容の教育啓発を許すかということである。融和的啓発は「百害あって一利なし」である。

政府の意図を反映して、広島県では、市町が行なう人権講演会などで部落解放同盟の役員が講師を務めようとする、県教育委員会がクレームをつけるといったことも起きている。部落問題をテーマにした教育・啓発、講演会も極度に減っている。部落問題を人権一般化する役割をこの法律が果たして

いるのである。

8) 人権擁護法・人権侵害救済法—解放運動、糾弾抑制の側面を軽視

2001年5月、人権救済の答申が出された。人権救済といっても、人種差別撤廃条約で、この条約の根幹部分である第4条を留保している現実や、条約の対象から部落差別を意図的に排除していることなどを考えると、実効性あるものは期待できなかった。

答申は、人権委員会が差別者の駆け込み寺になり、糾弾を否定する危険性を払拭するものではなかったが、それでも唯一評価できるのは、人権委員会が政府から独立した機関となることを求めたことであった。

しかし、人権擁護法案の段階になると、法務省は、答申の中で唯一評価できた「人権委員会は政府から独立した機関となること」を無視して、「人権委員会を法務省の外局に置く」とし、事務局は、現在の法務省人権擁護局を改組して、これにあたることとした。つまり、労働運動や部落解放運動、民主主義運動を、時として治安対策の対象として見る法務省、また、刑務所や入国管理局などでしばしば人権侵害を引き起こす法務省の影響下にある人権委員会が、「何が人権侵害で、何が人権侵害でないか」を判断することになるわけである。人権侵害の最たるものが公権力によるものであることを考えると、まったく国際水準(パリ原則・1993年国連で採択、人権機関は国家とは独立した組織)に耐えられるものとはなっていなかった。

この法案は、国民の知る権利の侵害、メディア規制の観点からも、マスコミを中心に批判されるところとなった。法案は、2003年10月の衆議院の解散・総選挙によって廃案となり、法務省は、2005年の通常国会にメディア規制部分のみを凍結する内容で法案の提出を図ろうとした。しかし、自党内の極右議員から、人権の定義があいまい(運動団体が人権を拡大解釈する)、人権委員会のもとで活動する人権擁護委員に国籍条項がない(朝鮮総連関係者が人権擁護委員になる)などの理由で猛反対を受け、法案は上程断念に追い込まれる。この時法案に反対した極右議員らに向けられた人権擁護法制定派の実力者・古賀誠の発言がふるっていた。2005年5月17日の派閥総会での発言である。「後方支援団体は、(人権委員会を)なんとしても内閣府に置けと言ってきた。そうすれば自分たちの言い分が通りやすいという思惑だ。だが、私たちには内閣府に置いたら、また、あの団体のわがままが通るといふ危機感があり、法務省外局でないとはだめだ、と。誤解があるようだが、この法案は、後方支援団体のためにあるのではなく、むしろ、団体の独走をなくすためのものだ。法務省の外局に置き、これまで出せなかった国税の問題

にも切り込めるようにしたい。人権委員会(人権擁護委員会)の中に北^{キョウ}鮮^{セン}とか朝鮮総連の人々が入ることを心配する声がある。たしかに、三年前に法案を出した時と情勢は変わっており、私も国籍条項は考えるべきところかなと思う。なにか、分かりやすい歯止めができないか考えている。後方支援団体とは、部落解放同盟のことを申し上げている」。

これが、自民党の中で「人権派」と言われる人物の発言であるが、その発言内容は、「団体の独走をなくす」という人権擁護法案の性格を言いあてていた。自民党にいささかたりとも幻想を持つことはできない。

その後、2006年9月に、極右議員の一人である安倍晋三が内閣総理大臣となり、人権擁護法はしばらく国会論議の俎上に載らなかった。

2007年9月に安倍が退陣し、福田内閣誕生になったことから、自民党内の人権擁護法制定派が法制定を図るべく、自民党内の「人権問題等調査会」(太田誠一会長)で議論が始まるが、これも頓挫する。

2009年8月、「内閣府の外局へ人権救済機関を創設する」をマニフェストにかかげた民主党を中心とする政権が誕生し、千葉法務大臣も人権侵害救済法制定に意欲を示したが、法案上程には至らなかった。本年7月、政府・民主党は新たな法案(国家行政組織法第3条2項の規定に基づいた委員会を法務省の外局に設置する、委員に外国人が就けないようにする、強制力を持たせない、メディア規制はしないという中身)を来年の通常国会提出をめざすとしている。いくら第3条委員会だといっても、法務省の外局で、事務局を法務省の関係者が行なうとなれば多くを期待することは出来ない。法案自体に問題があることや民主、自民ともに反人権派議員が少なくないこと、さらには衆参のねじれなどもあって先行きは不透明な状況となっている。問題は、かりに人権侵害救済法が制定され、独立した人権救済機関が創設されたとしても、糾弾否定のための駆け込み寺になるという危険な側面がなくなったわけではない。人権は、大衆的な人権闘争の高揚によってしか守れないことを肝に銘じておかなければならない。中央本部は、法制定の意義のみを強調するのではなく、今日の政治社会状況の下で、解放運動がその生命線としてきた糾弾が封じ込められる側面こそ声を大にして主張すべきである。

以上、協議会が出した意見具申、答申、政府の人権関係法について問題点を指摘してきた。新自由主義の下で、自立を冠した「障害者自立支援法」によって障がい者の自立が妨げられたように、人権を冠した法律によって反人権が推し進められたわけで、いずれも、部落解放運動が全国水平社創立以来、もっとも問題としてきた融和主義思想に基づく策動であることを踏まえておかなければならない。

9)「基本法が段階的に実現」のごまかし—差別の深刻化

中央本部は、細川、羽田、村山と続く連立政権を過大評価する過ちを犯す。もっとも期待した村山政権も、人権と分かちがたく結びついている平和政策について、党是であった安保反対、自衛隊違憲を大転換し原発反対の旗もおろす。自民党に許容される党になった。しかし中央本部は、総保守化の渦が大きくなっていることの分析ができず、今にも基本法が制定されるかのような宣伝をした。当時の解放新聞中央版には「今国会で基本法を」との文言が躍っている。しかし、基本法は制定できなかった。そこで、「基本法が段階的に実現」の詭弁を弄せざるをえなくなったのである。

基本法制定運動は、特別措置法では部落問題の総合的、抜本的解決ができない、限界があるとして、国民運動として展開されてきた。しかし、国は基本法どころか、不十分きわまりない地対財特法まで打ち切った。部落問題の解決は大きく遠のいた。

このような状況にもかかわらず、中央本部は、「部落解放基本法そのものの実現は達成されていないものの、基本法の内容が段階的に実現している」と主張した。つまり、基本法の柱である「宣言法」部分は、96年地対協「意見具申」の「基本認識」の部分で、「教育・啓発法」部分は人権教育・啓発法で、「規制法」部分は今問題となっている人権侵害救済法で実現し、「事業法」部分は、一般対策を今よりも充実させ、それを活用して行なうという考えである。

そもそも、深刻な社会問題としての部落問題が一般対策で解決できるのか、どうして、当事者団体が自らの問題を、一般対策で解決できる簡単な問題に貶めなければならないのか、まったく理解に苦しむ。中央本部が言うように「一般対策を今より充実させる」運動では、部落解放運動の独自性も焦点もぼけてしまう。疎外状況の典型といわなければならない。

もし中央本部が主張するように、部落問題を総合的、抜本的に解決する基本法が段階的に実現しているとすれば、私たちは部落の完全解放に向け、着実にその地歩を固めているということになる。そうであれば、当然にも運動には躍動感があふれ、同盟員は展望を持って日々活動することになる。実際は、人権を蹴散らかし、格差を拡大する新自由主義路線に、法打ち切りが追い討ちをかけ、これまでの同和対策の成果も崩れ去り、ふたたび格差が拡大する状況にある。運動・同盟員の中には明らかに閉塞感が漂っている。

差別が深刻化していることは、全国や県内の自治体が実施した各種実態調査の中に見て取ることができる。

「基本法が段階的に実現」との主張は、理論的にも、運動を取り巻く現状、現実からしても破綻しているといわなければならない。

10)「綱領改正」問題では階級的視点を削ぐ

1997年、第54回全国大会において綱領が改正された。1984年に改正された綱領は、共産党が階級一元論に利用した1960年綱領の「部落の完全解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年、婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって、日本の民主化が達成されたときにはじめて実現する」としていたところを、「部落の解放なくして民主主義は実現されない。部落の解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、差別と闘う国際的な運動と連帯を強め、被差別各層と共同し、労働者階級を中心とする農漁民・勤労市民・中小企業者・青年・婦人・知識人・宗教者など、広範な国民大衆の人権闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたとき、はじめて実現する」として、身分と階級を統一的に把握することで整合性をとった。また、明治維新の評価にも言及するとともに、差別の元凶についても、「独占資本とそれに奉仕する反動的政治体制、すなわち帝国主義・軍国主義こそ、部落を差別し圧迫する元凶としなければならない」と、〈敵〉を明確にしていた。しかし1997年綱領は、これらをすべて消し去り、大企業独占資本や自民党からも受け入れられる水準の綱領に転落させるとともに、「部落差別を支えるイデオロギイや貴賤・ケガレ意識」の問題を強調する内容となっていく。

この時は、全国大会の方針でも、ケガレ意識との闘いが強調され、その後は、「ケガレ観こそ部落差別の本質」と雑誌『部落解放』(1999年2月号)で堂々と発表する中央本部幹部が出てくる。

哲学の根本問題である認識論で誤れば、部落解放運動はケガレ観(観念)との闘いとなり、運動論も観念、心を入れ替えさせるための教育・啓発のみとなってくる。

1997年綱領は、一年間の討議を経て2011年の第68回全国大会で改正された。改正綱領は、現状を「部落差別撤廃のための幾多のとりくみがなされ、被差別部落の低位劣悪な生活環境などが大きく改善されてきたが、今日もなお部落差別は現存している。とりわけ、21世紀初頭前後からの新自由主義路線の台頭のもとで日本社会の格差は拡大し、部落差別撤廃へのとりくみは逆流現象を引き起こし」と、現状を分析した上で、「差別を生み出し支える社会的背景を根本から改革していく闘いを推しすすめる」としている。1997年綱領があまりにもひどいものであったことから、多少はまともになったと分析できなくもない。しかし綱領の文言には出てこないが、『『部落解放同盟綱領』解説のための基本文書』には「部落問題の解決は、現在の日本社会の政治経済体制の下でも原理的には可能であることを明確に踏まえること

が、運動展開にとっては重要である」と述べ、2011年度運動方針の中でも(改正綱領は)「部落差別問題が明治期以降の近代社会で再編された社会問題であり、現行憲法の基本精神が具体化されれば現体制のもとでも解決可能であることを明示していることです」と述べるなど大きな問題をはらんでいる。社会主義になれば部落問題は解決できるなどと短絡的なことを言う必要はない。それ以上に、現政治経済体制＝資本主義体制のもとで解決可能と言い切る必要もない。まったく理解に苦しむ。しかも、現政治経済体制が、差別構造強化を量的に被差別部落だけでは足りず、いわば被差別部落同然の層を、就労人口の38% (低賃金、無権利の非正規労働者)に拡大している時期にである。「二十一世紀は人権の世紀」といていたものを、綱領で「二十一世紀は部落差別撤廃の取り組みは逆流現象」と言わなければならないように、「現在の日本社会の政治経済体制の下でも原理的には可能」と言い切ったことは、後に大きな禍根を残すもの考えるのは私一人ではない。87年綱領で身分と階級の整合性を取ったにもかかわらず、それを放棄し、いったん失った階級的視点を取り戻すことは、運動的にも理論的にも容易ではないことを教えている。水平社宣言が、「陋劣なる階級政策の犠牲者」と述べていることをかみ締めなければならない。

広島県連は、綱領改正にかかわって、中央本部に対して次のような「意見書」を提出している。

綱領改正についての意見書

部落解放同盟広島県連合会

2010年11月8日

綱領をもつ団体(組織)は、その綱領によって中・長期にわたる運動の基本的方向を定める。大会等で提案・決定する年次の運動方針は、その綱領を踏まえた上で、その時々状況に対応し、組織力をより効率的に発揮するためのものである。

綱領改正は、部落解放運動が水平社運動以来の歴史の総括とそこで培われてきた伝統をもとに、今日の情勢に対応するものでなければならない。

綱領がまず規定しなければならないのは、部落差別がいかなる状況にあるかということである。近代市民社会の方向に扉を開いたと評価される明治の改革を経て一世紀有半、支配階級は手を変え品を変え、日本社会の差別構造を利用してきた。あるときは資本の原始的蓄積、続いて超過利潤の確保のために、差別と分断を日本社会の経済的政治的構造の中に織り込んできた。

水平社の運動は、そのような状況に対する原初的な闘いであった。その運

動は、具体的方法論においては初歩的な糾弾闘争であったが、精神的基調は極めて高かった。戦前戦中の弾圧により運動は弱体化したが、戦後の早い時期に部落解放委員会へと再編し、闘いは受け継がれた。そして、差別の本質に照らして、差別行政糾弾闘争という戦術を編み出すことになった。

現在の部落解放同盟は、これらの闘いの歴史的成果と教訓を受け継ぎ、1950年に部落解放委員会から名称変更し、名実ともにこの運動を大衆運動として発展させてきたものである。

この運動は1960年代に至って、同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法などの歴史的成果を勝ち取り、日本社会の政治的経済的表舞台に出て、支配階級に一定程度の譲歩を余儀なくさせてきた。

しかし、闘いが「部落解放基本法」制定運動となるや、にわかに差別を温存し、差別と分裂の社会構造に頼って、支配体制の維持・補強に乗りだした。新自由主義の台頭と世界的な規模の収奪システムとも言うべきグローバリゼーションがそれを加速させた。大量の非正規労働者・派遣労働者をつくりだし、経済構造・労働市場における差別と選別を強化することによって搾取をほしいままにした。また時の政権は、選挙制度の改悪、「日の丸」「君が代」の法制化、教育基本法改悪、改憲のための国民投票法を次々に強行した。そしてかれらの意図の完結としていた同和教育の破壊というコースをひた走りに走ったのである。

闘いが前進していた当時は、被差別部落の生活、教育の問題は解決の曙光が見えていた。しかし、支配階級側の反撃が功を奏するにしたがって、それまで積み上げてきた運動的成果は次第に蚕食され、経済面においても教育面においても格差は、再び拡大の方向へと進み始めた。また、「逆差別」という言葉を使って部落解放運動の前進を阻むばかりでなく、広範な勤労国民の労働条件を切り下げ、所得格差を拡大させ、そのことが必然的に教育格差に連動するという状況をもたらした。

明確に規定しておかなければならないことは、今日の「部落差別の社会的存在意義」が伝統的手法(差別・分裂政策)による「労働市場の鎮め石」の役割からグローバル経済の荒波を乗り切るためのものに変化しているという問題である。支配階級は、被差別部落民の市民的権利の保障を省みないばかりか、大量の非正規労働者をつくりだし、社会構造の全体的差別化の方向に向かっている。それは1990年代に「経済の二重構造」が論議されたときに比べて、比較にならないほど社会的病理現象の進行した状況である。

不合理極まりない部落差別を是認するような社会意識が、この全体的差別化の社会構造に不感症をもたらし、その不感症が部落差別を是認する社会意

識を増幅させるという関係である。部落差別の本質をその根源において差別観念とすることはできない。差別は生活の事実の中に温存助長されているものであり、人々の意識の中に存在し増幅しているのは、かかる事実関係が存在しているからに他ならない。

「差別は観念の亡霊ではない」(同対審答申)の到達点から運動側がその分析を後退させ、権力の怠慢を許すようなことがあってはならない。以下は項目を追って、中央本部の改正案に対して、広島県連合会からの意見具申とする。

1. 綱領改正にあたっては、少なくとも近世、近代、現代に貫かれている支配階級の差別の意図の一貫性の分析が不可欠である。明治の変革期においても、近代化の方向に一步踏み出したことは事実であるが、近代封建性(制)の内実を引きずり、皇族、華族、平民などの新しい身分制を戸籍の上でも維持した。このことはときの支配階級の、差別を温存しようとする意図を如実に示すもので、その後の百数十年の作為と不作為による部落差別の温存助長を明確にしなければならない。特に今日における日本資本主義の諸矛盾をこの視点から見るとということが大事である。それこそがわれわれの運動の戦術、戦略の基本となるからである。
2. 国民の生活基盤ということにおいて、社会構造の劣化(所得格差の拡大、犯罪の凶悪化と低年齢化、高齢者の孤立化など)は、部落解放運動とこれに共闘してきた運動の衰退と不可分の関係にある。観念とか思想といった面では同和教育の衰退が、それと表裏の関係にある。
新自由主義の台頭は、その虚を衝いたものであり、そこを利用して競争至上主義に歴代政権は舵を切った。その結果、社会的にも経済的にも、強者と弱者に国民を二極分化させたのである。部落解放運動を巡る情勢は、きわめて厳しい。「部落解放基本法」制定闘争が「龍頭蛇尾」になっていったことも、この視点から見なければならない。
3. 部落解放運動に対して、誰が障壁となっているか、誰が本来の味方であるのかを、今日の社会構造の行きづまりと閉塞感を大胆に分析することと合わせて、明示すべきである。

われわれの運動の嚆矢をなした水平社は、「人間を勤るかの如き運動」を批判し、よって来たる差別の原因を「陋劣なる階級政策」の犠牲と分析している。われわれは少なくとも二十世紀末までの綱領にはその思想を堅持してきた。部落解放運動の再生のために、この水平社精神を今日的言葉に置き換えて、高らかに叫ぶべきである。

4. 部落解放運動が歴史的正当性を持つ運動として、人々の社会的合意を得

ることが重要である。高度な観念形態・認識能力を具有する人間社会にあって運動は、社会的合意の障壁となっている執拗な観念(社会意識としての差別観念のところでは「観念の相対的独立性」と説明してきた)と対処することが求められる。ただそのことを強調しようとして、「賤視観念に起因する部落差別の存在」(改正案)との表現で差別の本質が「差別観念」であるかのように規定するというは、何が部落解放の障壁となっているかを見誤ることになる。

ここは部落解放運動始まって以来の論点であり、部落差別の「心理と実態」との関係である。いわば哲学における認識論でもある。十分に論議を行い、これまでの綱領との関連性、さらに部落解放理論とされてきた「三つの命題」(1970年代における数次の全国大会の資料でもあったことを考慮に入れて)との整合性を考えることが大事である。

さらに、差別観念からの脱却を求めることは、即主体の確立を問うことである。部落解放の主体的勢力であるわれわれ・運動家・活動家の「主体の確立」は、「真に部落を解放し得るに足りる主体」を目指すということである。綱領改正を機に、ためらわず、組織の腐敗と弱質部分の克服について、「人間性の原理に覚醒し人類最高の完成の向かって突進す」(水平社綱領)の高い精神的基調を持って臨むべきである。

5. 部落解放運動が、わが国「憲法」(絶対平和主義、基本的人権の尊重、主権在民)の精神に沿うものであることを綱領に明記することが必要である。憲法改悪の反動的動きが心配される時期に遭遇していることも合わせて分析しておくことが大事である。2006年に配布された憲法問題に関する「中間提言」には、『『一国平和主義』や『『一国人権主義』の限界が指摘されている]、「専守防衛の自衛力にとどめるべき」など、憲法9条にかかわるところで改憲・加憲を思わせるところがあるため、そこを明確にしておくことが必要と思われる。
6. 改正案の「基本目標」中には、「誇りうる被差別部落の伝統芸能や技能の発掘と継承・発展」、「社会的セーフティネットの具体的構築を通じた社会保障の充実」など、綱領の内容というより年次の大会における運動方針の内容とすべきものもあり、その点は整頓されるよう望む。

以上

11) 絶対平和主義を捨てた「『憲法改正問題』への中間提言」

2006年2月、中央本部は、『『憲法改正問題』への中間提言』を発表する。2005年10月28日には、自民党が『新憲法草案』を発表した。それは、憲法

改正に向けた国民投票法案も国会審議の俎上に載り、改憲に向けた動きが加速する時期であった。2005年度の部落解放同盟中央本部一般運動方針は、「現時点で憲法や『教育基本法』に『何を求めるのか』ということを具体的に議論し鮮明にしていく必要がある」とした上で、「そのさい、改憲・加憲・創憲・護憲といったような政治的立場や戦術論に与することなく、差別撤廃・人権確立の立場を徹頭徹尾貫いた議論を展開することが重要です。したがって、憲法や『教育基本法』の一字一句を金貨玉条のように扱うという姿勢ではなく…」と述べている。しかし中央本部は、加憲・創憲に与しないといいながら、実質的には加憲・創憲の立場から憲法論議に加わっている。9条改憲、天皇制強化、権利抑制を狙う自民党にとって、どのような立場であれ、憲法に手をつけようという主張ほどありがたいものはない。

「提言」はいう。「戦後六十年の今日、アジア地域との連帯や国際協力の重要性は益々大きくなり、『一国平和主義』や『一人国権主義』の限界が指摘され…」と。そもそも「一国平和主義」という言葉は、憲法のもと平和主義に徹し、戦争と戦争に繋がる行為を一切しないことを批判する言葉として改憲派が主張する言葉である。

天皇制についても腰が引けている。解放の父と呼ばれている松本治一郎は、「貴族あれば賤族あり」との言葉で、天皇制と部落問題との関係の本質を鋭く突いた。「提言」の天皇制に関わる部分は、「天皇制の憲法存置はもともと法理論上国民主権原理と両立しない」という。ここまではよい。問題はこれに続く文言である。「それだけでなく、国民主権憲法の民主化の徹底を妨げ、また社会的差別の温存に手をかす面も否みがたい」と、天皇制の存在が部落差別に「手をかす面も否みがたい」程度に押えられたのである。

「戦争放棄」(9条)でも、「『一部の政党の改憲案は自衛軍の保持や国連の枠組みでの武力行使を是認している』しかしわれわれは、自衛隊の海外での武力行使、対外的軍事戦力としての『自衛軍』の保持を認めず、専守防衛の自衛力にとどめるべきである」として、専守防衛のための自衛隊、自衛力は認める立場に変わっている。

日本は、いまや世界有数の軍事力、軍事費を持っている。皮肉にも、戦力不保持、交戦権否定の憲法を持つ日本は、軍隊を持つことを明記し、武力行使も認める憲法を持つ国よりもはるかに強大な軍事力を持つ国に至っている。それは、解釈改憲に解釈改憲を重ねた結果の産物である。かつて、総評や社会党が健在であった頃は、自衛隊を違憲とする考えも多くあったが、今やそれを叫ぶ政治勢力はごく少数となった。違憲か合憲かの議論は聞かれなくなり、「自衛のため」であった自衛隊を海外へ出すか否かが問題となり、それも、

海外派兵を可能とし、常態化する状況となった。「提言」は、集団的自衛権行使のための明文改憲へ一気に突き進もうとしていた時期に出された。中央本部は、いったいいつから「専守防衛の自衛力なら良い」というようになったのか。ちなみに、前記運動方針には「武力では、人権も平和も守れないという平和憲法の精神を活かし、軍事力に頼らない形での平和の創造をめざし、『世界人権宣言』と『人間の安全保障』を具体化するとりくみをすすめます」となっている。「提言」の内容は、運動方針との整合性もない。ことが人権と分かちがたく結びついている平和の問題であるだけに、この変質は許されるものでない。

5. 終わりに

広島県連は中央本部に対し、全国大会等において、その問題点・融和性を指摘してきた。時には激しく対立した時期もあった。部落解放運動のあるべき姿を願ってのことである。だれしも自らが所属する組織の混迷・迷走を喜ぶものはいない。それが全国水平社以来90年の歴史を持ち、日本を代表する人権団体であればなおさらである。

近頃の中央本部は、「21世紀初頭前後からの新自由主義路線の台頭のもとで日本社会の格差は拡大し、部落差別撤廃へのとりくみは逆流現象を引き起こし」(2011年綱領)、の表現や運動方針の「国際・国内情勢」、「人権をめぐる情勢」「部落の置かれている状況と差別の実態」で展開している内容のように、「二十一世紀は人権の世紀」などという浮ついたものとはなっていない。現実を直視した情勢分析という点に限って言えば広島県連との違いはほぼなくなった。

広島県連の「部落問題解決が一般対策で出来るのか、彼我の力関係で制定できるか否かは別にして、特別措置法が必要である」との投げかけに対しても、同調する同盟員が全国に見られるようになった。多少孤立したとしても、発信し続けることが重要である。

1998年からの政権政党や右翼的マスコミ、文部省などなどによる総力をあげた攻撃が行なわれた時期は、中央本部とも激しく対立していた時であった。

困難な中を広島県連が今日まで運動を継続できた理由は、社会的立場の自覚的認識＝主体の確立、内省・自省を運動の基調にし、確かな歴史観、世界観を養うため、継続した学習活動に取り組んだこと、利権が少しで入り込まないような組織の形態を考えたこと、身分解放闘争を階級的視点で闘う姿勢を忘れなかったこと、被爆地・広島もあって、憲法・平和主義に

徹した解放運動を心がけてきたことなどがあげられよう。小森が学習会などで、よく話す体験がある。戦後間もない少年期(中学3年)、選挙の演説会によく出かけていた小森少年が脳裏に焼き付けた言葉である。「先の戦争は侵略戦争で間違っていた。弾圧の厳しさに負けて、正しいことを主張する勇気がなかった」。保守革新、候補者、応援弁士を問わずに言った言葉だという。この体験が、小選挙区制で「間違っていることに賛成できない」という行動となって現れた。絶対平和主義に対する姿勢も同じである。いうまでもないことであるが、指導者の思想と行動の重要性を感じずにはおれない。これまで維持してきた広島県連の思想と行動を今後どう維持、発展させていくか、私たち現役活動家が問われている課題である。

(おかだ・えいじ 部落解放同盟広島県連合会)